

京都市教育委員会教育長訓令甲第8号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表中

指導部教育計画課	京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設に勤務する管理用務員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

を

指導部学校指導課	京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設に勤務する管理	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後0時30分から午後	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同
----------	--	--	---

	用務員	9時15分まで	月31日まで
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで	日曜日、土曜日、祝日 法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
指導部生徒指導課	右京区役所京北出張所に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日、土曜日、祝日 法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで	

に

「

図書館	中央図書館、伏見中央図書館及び醍醐中央図書館	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午後0時15分から午後9時まで	
	中央図書館の分館（久世ふれあいセンター図書館を含み、北図書館、左京図書館、山科図書館、下京図書館、南図書館、右京図書館、西京図書館及び洛西図書館を除く。）	全員	午前8時50分から午後5時35分まで	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	北図書館、左京図書館、山科図書館、下京図書館、南図書館、右京図書館、西京図書館及び洛西図書館		交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午前11時15分から午後	

		8時まで	
--	--	------	--

を

「

図書館	中央図書館，伏見中央図書館及び醍醐中央図書館	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午後0時15分から午後9時まで	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月31日まで及び12月29日から同月31日まで
	岩倉図書館及び東山図書館	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午前10時45分から午後7時30分まで	
	吉祥院図書館，向島図書館，醍醐図書館及び久我の杜図書館及び久世ふれあいセンター図書館	全員	午前8時30分から午後5時15分まで	
	その他の中央図書館の分館	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午前11時15分から午後8時まで	

に改める。

附 則

この訓令は，平成17年4月1日から施行する。ただし，別表の改正規定（図書館に関する部分に限る。）は，平成17年4月25日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)